

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月8日(水)
9時50分開会 14時06分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：川上 均 副委員長：橋本晃明
委 員：山本奈央、桜井崇裕、佐藤幸一、西山輝和
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、事務局次長：川口二郎
- 5 説明員 保健福祉課 佐藤課長、石川補佐、下保主幹、鎌田補佐、阿部係長、
倉重係長、寺本係長
子育て支援課 近藤課長、寺岡補佐
社会教育課 安ヶ平課長、奥田補佐、樋口係長、伊藤係長、山本館長
学校教育課 大尾課長、渋谷補佐、黒井係長、西田所長
町民生活課 藤田課長、渡辺補佐、我妻補佐、尾田補佐
- 6 議 件
(1) 所管事務調査について
・所管に関する事項について
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 所管事務調査について

【開会 9 : 5 0】

委員長 (川上均) : 本日、厚生文教常任委員会の所管事務調査ということで、これから開催していきたいと思う。本日の所管事務調査についてであるが、議会議員改選後に毎回実施しているものである。厚生文教常任委員会が所管する事務についてを確認するための調査であるので、各事務事業についての詳細を把握するものではないので、その点を確認させていただく。であるので、質疑でも詳細を確認するような内容は控えていただきたいと思う。お手元にお配りしているが、所管事務調査の日程表のとおり、各課のそれぞれについて進めていく予定である。各課から所管する事務の説明を受け、その後に質疑があれば受けていきたいと思っている。課毎に調査を実施するので、時間の前後はあると思うが、概ねこの予定で進めてまいりたいと思うので、よろしく願います。それではここで休憩する。

【休憩 9 : 5 2】

(保健福祉課入室)

【再開 9 : 5 3】

委員長 : 休憩前に引き続き会議を開く。最初に説明員の紹介をしていただいてから順次説明をお願いします。

佐藤課長 : (説明員紹介) 提出している資料の方で保健福祉課の業務等を説明させていただく。まず、課長補佐の事務分掌の部分であるが、石川補佐が福祉係、在宅支援係、健康推進係を担当している。それから、下保主幹については健康推進担当ということで、主にコロナワクチンの方を担当している。それから、鎌田補佐については介護保険係長兼務ということで介護保険の方を担当している。保健福祉課 4 係あるけれども、それぞれの事務分掌について改めて説明させていただく。まず福祉係である。まず、1 つ目が社会福祉に関すること、2 つ目に生活保護に関すること、3 番目に弱者及び犯罪被害者等支援に関すること、4 番目に障がい者福祉に関すること、5 番目に障がい者通院交通費助成に関すること、6 番目に高齢者福祉に関すること、7 番目に老人福祉施設入所措置に関すること、8 番目にウタリ福祉に関すること、9 番目に戦傷病者福祉に関すること、10 番目に行路病死に関すること、11 番目に日本赤十字社に関すること、12 番目に民生委員児童委員に関すること、13 番目に保護司に関すること、14 番目に人権擁護委員に関すること、15 番目に災害援助に関すること、16 番目に社会福祉法人及び社会福祉諸団体との連絡協議に関すること、17 番目に社会福祉施設の整備、管理及び運営に関すること、18 番目に保健福祉課の他の係の所掌に属さないことということで、18 項目の事務分掌になっている。福祉係は団体の事務も複数行っている。9 番目の戦傷病者に関することでは遺族会、11 番目の日本赤十字社に関することでは赤十字奉仕団、12 番目の民生委員児童委員に関することでは民生児童委員協議会、13 番目の保護司に関することでは保護司会、更生保護女性会、これらの団体事務を行っている。福祉係は保健福祉課の中でも一番幅広い業務を担当している。職員体制については係長以下職員が 4 名、2 号会計年度任用職員が 1 名の 5 名で業務を行っている。次に在宅支援係の事務分掌である。1 番目に地域包括支援センターに関すること、2 番目に居宅介護支援事業所に関すること、3 番目に在宅福祉サービスに関すること、4 番目にその他在宅支援に関することの 4 項目である。職員体制については係長以下職員が 4 名、2 号会計年度任用職員が 2 名、それから高齢者支援員として 1 号会計年度任用職員 2 名で業務を行っている。なお、吉田保健師については現在育児休業中である。それから、高齢者支援員の佐藤支援員においては御

影地区担当ということで、御影支所に勤務をしている。次に健康推進系の事務分掌である。1番目に成人保健に関すること、2番目に母子保健に関すること、3番目に予防接種に関すること、4番目に訪問指導に関すること、5番目に健康づくりに関すること、6番目に医療機関に関すること、7番目に関係団体育成及び活動協力に関すること、8番目にその他健康推進に関することの8項目である。健康推進系の団体事務としては、パセリの会の事務局を健康推進係で担当しているので事務を行っている。職員体制については職員が6名、保健師4名の栄養士2名、2号会計年度任用職員として、保健師と歯科衛生士がそれぞれ1名、それから1号会計年度任用職員の保健師として3名任用している。職員の岡保健師については現在育児休業中である。今年度1号の会計年度任用職員保健師3名、多くの方を任用しているが、これについては年度途中で職員の保健師2名が退職したので、その代替職員として任用を行っている。最後、介護保険系の事務分掌である。1番目が要介護要支援認定に関すること、2番目に介護保険事業計画に関すること、3番目に保健給付に関すること、4番目に被保険者の資格管理に関すること、5番目に保険料の賦課徴収に関することの5項目である。職員体制については、職員が3名、2号会計年度任用職員が2名の5名で業務を行っている。それから、保健福祉課が管理している施設の状況である。保健福祉センター、老人福祉センター、川東ゲートボール場、それから各地域にある福祉館12館の管理を福祉係で担当している。以下、各系の事務事業とか統計的な数字の状況について一部ではあるが資料に沿って説明する。1番目の人口動態については説明を省略する。2番の高齢者の状況である。12月末現在であるが、65歳以上の高齢者人口については3,368人、高齢化率が37.23%という状況である。高齢化率の上昇傾向についてはまだ続いている状況である。次に3ページ、ここからは福祉系の資料となる。まず障がい者の状況である。令和4年3月末の障害者手帳の交付者数である。まず(1)の身体障がい者が549人。知的障がい者が198人。精神障がい者が76人という状況である。次に4ページ、施設入所状況である。老人福祉施設の入所状況であるが、養護老人ホームの方に、これは12月末の数字であるが、7人の方が措置入所している状況である。それから、障がい者支援施設入所状況ということで、これも12月末であるが、32名の方が道内各地の障がい者施設の方に入所している状況である。次に5ページ、福祉サービス等の利用状況であるが、上の表が障がい者福祉サービスのサービス種類毎の利用者数。下の表は福祉係に様々な相談があるが、その相談支援の件数の表になっている。次に6ページ。さわやかプラザの利用状況である。12月末時点であるが、4,885人の利用状況である。令和2年、3年度と新型コロナウイルスの影響で臨時休館等があつて、利用者数も落ちたけれども、令和4年度になって若干増えてきている状況である。次に7ページ。ここからは在宅支援系の資料となる。在宅福祉サービスとして行っている事業であるが、給食サービス、移送サービス、除雪サービス、緊急通報機器設置事業、高齢者等見守り安心事業、高齢者タクシー券助成事業、高齢者介護用品購入費助成事業、高齢者等短期入所事業、これらの事業を行いながら高齢者の在宅生活を支援している状況である。それぞれの事業の内容、対象者、料金については表のとおりであるのでご覧いただきたいと思う。次の8、9ページについては、今説明した在宅福祉サービスの利用状況の表になっている。まず、8ページの(1)高齢者等生活支援・生きがい活動支援事業の部分であるが、数値については全て12月末の数字である。給食サービスとか除雪サービスについては、利用が伸びている状況である。(2)の高齢者短期入所事業であるが、この事業については令和3年度、利用が一旦落ちたが令和4年度に入って利用が増えている状況である。次に9ページ。(3)緊急通報機器設置事業である。緊急通報機器については、令和3年度に設置台数が伸びたが、令和4年度についてはそれほど大きな変動はない状況である。(4)高齢者タクシー乗車券助成事業、(5)高齢者介護用品購入費助成事業については、それぞれ利用者の拡大等を図ったこともあり、利用は伸びている状況である。次に10ページ地域支援事業である。介護予防運動教室であるが、現状は清水御影地区で週1回、いきいき音レク、毎週金曜日に行っている。それから、清水地区でいきいきストレッチ、これは毎週月曜日に行っている。清水御影で合計3回のいきいき教室を行っている。登録者数については増えている状況である。(2)の包括的支援事業であるが、アが総合相談事業、そして在宅支援係で相談を受けている回数。イのケアプラン作成業務の状況については、それぞれ要支援や要介護

者のケアプランの作成件数の表である。次に11ページ。ここからは介護保険系の資料になる。まず介護保険事業の状況として（1）要介護、要支援の認定者の状況であるが、12月末現在で認定者数は654人という状況である。（2）が年度毎の要介護、要支援の認定者の推移であるが、ここ数年は横ばいという状況である。（3）介護保険利用者負担軽減事業であるが、これは介護事業者の方で低所得者向けに負担を軽減する事業である。12月現在、2名の方が対象になっており、実施している事業所の方に助成を行っている状況である。（4）が介護人材育成確保事業である。これは介護人材を確保するために、資格取得等の経費について介護事業所の方に助成を行っている事業である。12月現在で5事業所から申請を受け付けしている。次に12ページ。介護サービスのサービスメニュー毎の月別の利用状況の表となっている。次に13ページ。ここからが健康推進系の資料となる。保健事業の実施状況ということで、まず1つ目が母子保健事業である。母子保健事業の実施事業としては母子手帳交付、ママパパ学級、産後ケア事業、妊婦健診費自己負担助成、妊産婦通院交通費助成、新生児聴覚検査費用助成、新生児訪問等の幼児の健診や相談、一般不妊治療費助成、生殖補助医療費助成、これらの事業を行っている。対象者や回数、利用人数等については表のとおりである。次に（2）予防接種である。定期予防接種であるが、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、B型肝炎、ロタウイルス、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、二種混合、子宮頸がん、日本脳炎、ここまでが子供を対象とした定期の予防接種で、大人の部分では高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、風しん、これらの予防接種を行っている。対象者と回数、接種者の人数については表のとおりである。次に14ページ、任意の予防接種である。子供の部分ではおたふく、高校生以下のインフルエンザ、大人の部分では風しんということで任意の予防接種をそれぞれ実施しているところである。（3）成人保健事業である。各種健診の部分であるが、基本健診、胃がん検診、肺がん検診、結核検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、エキノコックス症検診、内臓脂肪CT検査、脳ドック、これらの健診を行っている。対象者や受診の人数などは表のとおりである。次に15ページ。健康教育・健康相談・二次検診の状況である。事業としては、糖尿病予防学習会、健康づくり実践会、運動教室、運動支援、歯科健康教育、老人クラブ健康相談、動脈硬化検査、健診結果説明会などの事業を行っている。対象者や内容、参加人数については表のとおりである。（4）栄養指導業務の部分である。実施している事業としては、妊婦の中期相談、ママパパ学級、乳児健診等の乳幼児の健診、保育所栄養指導、学童期栄養教育、文化少年団料理教室、これらの事業が子供を対象とした業務である。大人を対象とした部分では骨粗しょう症検診指導、健康教育、栄養実習、嗜好調査、食事調査、これらの事業を行っている。対象者や参加の人数については表のとおりである。最後16ページ。新型コロナウイルスのワクチンの接種状況の資料である。上から3番目の表で全体と表記しているが、全体という部分が12歳以上の接種の状況である。人口に対する接種率であるが1回目が92.7%。2回目が92.4%。3回目が76.6%。4回目が44.1%。今実施しているオミクロン株の対応ワクチンについては48.8%の接種率である。その下の表が5歳以上12歳未満ということで、小児の接種状況である。これも人口比である。1回目が21%、2回目が20.8%、3回目が9.2%という状況である。一番下の表は生後6カ月以上5歳未満ということで、乳幼児の接種の状況である。これも人口比で、1回目が3.7%、2回目が2.8%、3回目が0という状況である。いずれも12月末の数字である。2月に入っているのがオミクロン株とかの部分ではもう少し増えている部分もあるが、12月末の資料ということで説明をさせていただいた。資料の説明は以上である。

委員長：只今、資料の説明をいただいたが、これに基づいて皆さんから質問等があれば受けたいと思う。いかがか。

桜井委員：福祉係の中でウタリ福祉に関することがあるが、実際にウタリの福祉に該当する方は町内に在住しているのか、それに対する福祉事業があるということで受け止めていいのか。

阿部係長：住宅の貸付等で平成28年、29年くらいまでは該当になる方に対しての事務手続きがあったが、その事務が終了しているの、現在そういった形でのやりとりはないけれども、該当になる方はまだ住まれている。

佐藤委員：障がい者の状況であるが、知的障がい者と精神障がい者の違いはどんな事か。

阿部係長：知的障害と精神障害の違いというところでは、知的障害は先天的に何らかの障害を持って生まれた方が知的障害と言われている。精神障害は先天的に精神の異常を持って生まれた方もいるが、後天的な形で、例えば仕事等で一旦社会生活から離れて、その時に精神科の受診とかをされて、医師の診断を受けて精神障害と診断を受けた方も精神障害者福祉手帳の交付を申請するという方もいるので、どちらかという精神障害という方は何らかの社会生活、学校生活の中で少し社会生活から離れた形での相談だったり、生活上の事があってこのような障害になったという方とだけ思えばいいと思う。

橋本委員：農福連携とかそういった事業が各地で行われているが、所管としては農業とか産業の所管になるのか。

佐藤課長：農福連携については農林課、保健福祉課それぞれ業務を行っているの、連携を図りながらやっているが、町の方でも農業サイド、福祉サイドになると思う。

桜井委員：最近、農村部においても引きこもりがあるが、それは所管になるのか。

佐藤課長：議会の中でも一般質問で何度か出ているが、引きこもりの担当は保健福祉課の福祉係が担当になっている。国から引きこもり支援については議会でも答弁しているが、3項目求められており、担当する部署を明確にする、プラットフォームの設置ということで、プラットフォームの設置については自立支援協議会の方と協議して自立支援協議会の方でそういった機能を担っていただくことになっている。もう一つがニーズ等の調査が自治体に求められているので、この後、ニーズ調査についてどういった手法で行うのか等検討していくという状況である。

委員長：その他なければ、これで保健福祉課の所管事務調査について終了したいと思う。暫時休憩する。

【休憩 10：23】

(子育て支援課入室)

【再開 10：30】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて子育て支援課の所管事務調査について始める。順次説明をお願いする。

近藤課長：(説明員紹介)私の方から子育て支援課の事務分掌の説明をさせていただく。機構図をご覧いただきたい。中ほどに子育て支援課があるが、係が大きく2つある。児童保育係と子育て支援係、その下にきずな園という事業所があるけれども、こちらは子育て支援係の職員が兼務して事業所の運営を行っているものであり、係としては大きく2つの係がある課である。処務規程の7ページに児童保育係と子育て支援係の事務分掌が記載されていて、16ページから子育て支援係が所管している施設等の条例等が掲載されている。こちらを参考にしていただきながら、資料に基づいて説明をさせていただく。1番目、子育て支援課事務分掌ということで、先程言ったように児童保育係と子育て支援係の2係があって、児童保育係はこの下の方に各施設が載っているが、施設としては、清水幼稚園、しみず保育所、御影こども園、学童クラブ、これは清水と御影にそれぞれある。子育て支援係が兼務しているきずな園という事業所、こちらを所管しているが、児童保育係としては保育所、子ども園、幼稚園、学童クラブの入退所に関することや、保育料の

賦課、徴収に関すること、あとは、これらの施設の運営及び管理に関すること全般を行っている。4番目としては児童手当の支給事務、あと、北海道から支給されるが、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給に関する手続き等も行っている。その他には母子及び児童福祉に関すること、その他児童保育に関すること全般を行っている係である。子育て支援係は、育児相談に関すること、子育てサークル等の育成及び支援に関すること、要保護児童に関すること、発達支援に関すること、乳児保育助成に関すること、その他子育て全般に関することを行っている係である。職員数についてである。令和5年1月1日現在、職員数69人となっている。この69人は正職員と2号会計年度任用職員ということで、フルタイムのみの人数である。この他に1号の会計年度職員ということで、いわゆるパートタイムの方が50名前後いるので、全体で120名程で各施設を運営している状況である。各施設の数については、施設等別職員数のこちらが正職員の人数である。清水幼稚園に4名、しみず保育所に13名、御影こども園7名、学童クラブ2名、子育て支援係に5名ということで、31名の正職員がいる。そのうち、管理職の所長、園長が5名。保育士等は24名、指導員等が2名ということで全体で31名の正職員数となっている。続いて、2号会計年度任用職員である。清水幼稚園が4名、清水保育所が15名、御影こども園が7名、学童クラブが5名、子育て支援係が3名、合計で34名。清水幼稚園の園長は2号の方なので園長が1名、保育士・幼稚園教諭を持っている方が21名、指導員資格を持っている方が3名、補助員というのは保育士とかの資格を持たないで、補助的な役割として入っていただいている方が7名いる、そして主事補兼公務補ということで2名、合計34名いる。そして、各施設に所属しない職員、事務職員が4名いるので全員で69名ということになる。2ページ目3番目、保育所、こども園、幼稚園の年齢別の児童数、令和5年1月1日現在の人数を載せている。清水保育所については146名、御影こども園については47名、幼稚園については25名、全体で218名となっている。定員が清水保育所が200名ということで、稼働率としては73%。御影こども園が定員80名で稼働率58.8%。清水幼稚園が90名なので稼働率としては27.8%となっている。3歳から5歳の方というのはほぼ100%の方が入所されている。今増えてきているのが、3歳未満の0歳、1歳、2歳のグループがすごく入所率が高まってきている。例えば2歳でいくと、清水保育所の定員は30名であるが、もうすでに30名入っている状況である。年度当初はだいたい2歳でいけば74%の入所率であるが、年度の終わりになると、10カ月経って入れるようになってからくるということで、追加でどんどん入所してくるので、増えてくるのだが、今年度の予想では83.7%くらい町民の2歳児に対しての入所率ということを予想している。1歳児については当初55.6%くらいの入所率であったが、おそらく年度末には72.2%ということで7割を超えてくるということで、これは近年増えてきている状況である。0歳についてもおそらく年度末34.6%、13人くらいになる予想であるが、それぞれの定員も各年齢の定員があって、2歳児については30名なので、もうすでに30名入っている、0歳児については10名のところにもう10名来ているので、今後13名くらいになる予定なので、学年の定員を超えてくると予想される。御影についてはだいたい各学年の定員を下回っているということなので、余裕があるという状況である。清水の未満児については定員に近い、越えているというような状況である。職員の配置についてであるが、3歳以上児、4歳、5歳は30人に1人の配置になるが、3歳児は15人に1人、1歳、2歳児になると6人に1人となって、0歳児になると3人に1人となるので、ここが増えてくると保育士の配置がより必要になってくることになる。次に4番目、学童クラブの学年別の児童数になる。これも令和5年1月1日現在の人数である。清水学童クラブ、御影学童クラブ、放課後子ども教室と3つあるが、清水学童クラブについては2単位、清水学童クラブ1、清水学童クラブ2の2単位ある。それぞれ定員が50名ということで、定員のこともあり2つに分けているということになる。御影学童クラブは1単位で、人数については清水学童クラブが151名、御影学童クラブが74名、放課後子ども教室が70名で全員で295名となっている。学童クラブについては父母が就労等して保育の必要な子供さんたちということになるが、放課後子ども教室については、放課後の子どもさんの居場所づくりということで行っている事業であり、実際にやっていることは学童の子どもたちと一緒に活動したり、運動したり、遊んだり、宿題したりしている。これは親の就労に関係なくお預かりしている。この放課後子ども教室の70人に中の、ほ

ば半数以上はバス待ちの子どもになる。へき地の子どもさんたちで、スクールバス、3時45分くらいのバスを待っている時間を一緒に活動しましょうということで、その子たちもこども教室と同じように扱わせていただいている。現在、人数が増えていて清水学童クラブについては2単位合わせて100名の定員のところ151名。御影学童クラブについては60名が定員のところ74名。放課後子ども教室については、定員はないが70名。定員を超えていて問題ではということもあると思うが、学童クラブは概ね40名くらいを定員にと国が示していて、うちは50名を定員としているが、1日の活動としては151名になることはまずない。児童館側の学童クラブで多くて1日70名くらいで、定員の100名を超えて活動するというところは今のところない状況であるので、運営自体は問題ないと思っている。御影学童クラブについても1日の利用数としては40名から60名くらいである。続いて5番目、きずな園の通所支援利用人数についてである。放課後等デイサービスが登録人数28名、小学生を対象としたものであって小学生が25名、中学生が3名である。児童発達支援、こちらが幼児を対象にしたものであって、10名ということで、合計38名。前年度としてはほしい10名ほど減少しているというところである。続いて6番目、児童の虐待通告件数である。平成30年からの実績を載せている。それぞれ4つの項目、身体的、性的、ネグレクト、心理的に分けて記載している。性的な虐待については清水町は5年ほどはない。平成30年度17件、令和元年度6件、令和2年、3年と10件程度で令和4年度は12月末で5件というような通告の件数になっている。続いて7番目、出産祝金事業である。こちらは子供さんが生まれたご家庭に、第1子のお子さんであれば10万円、第2子であれば30万円、第3子以降であれば50万円の現金と商品券合わせたものを支給する制度である。平成29年度からの新規事業であるので、6年間で比較できるように載せている。上の数字が実際に支給した件数で、下の方の数字が新生児の数ということで実際に生まれた子供さんの数ということで載せている。この人数は町の統計の人数と若干ずれているところがあって、あくまでも出産祝金として支給した件数ということで理解していただきたいと思う。それを見ると平成29年度から令和元年度まではほしい50名前後だったが、令和2年度に38名まで落ち込んで、令和3年度に47名まで持ち上げてきたが、また今年度12月末現在で22名ということで、おそらく今年度37名くらいと予想している。なので、令和2年度くらいの新生児の数になると予想しているところ。続いて8番目、子育て支援センター事業になる。一つ目、子育てサポート事業、ファミリーサポートしみずと言われるものだが、こちらは、子供さんを預かっていただきたいという依頼会員さんと、子供さんを預かってもらえる提供会員さんをマッチングして、その利用料を町が助成する事業である。現在の人数であるが、12月末までの人数と件数については、依頼会員さんが111人、提供会員さんが29人で、うち重複している会員さんが8人いる。令和4年度の利用件数としては136件という実績になっている。2番目、育児用品の貸付件数ということで載せているが、これは1年間、小学校就学前の子供さんに、育児用品を貸付するという事業であるが、こちらはすごく好評で、件数も見ただけだとわかるようにチャイルドシートでは181件、ベビーカー44件、ベビーラック14件で239件の12月末までの実績となっており、特にチャイルドシートについては空きがないような状況になっているところである。最後3番目、その他事業として行っているものとしては、げんきひろば、御影げんきひろば、ベビーマッサージ、ファミリーデー、子育て講演会、育児相談などを行っている。げんきひろばについては、週4日間開いているが、親子で自由に遊んだり、お母さん同士が子育ての情報交換をしたりする、あとは育児の相談をするような場となっている。ひろばの登録件数としては55件、子供さんとしては73人の登録となっている。説明は以上である。

委員長：只今、子育て支援課の方から説明をいただいた。皆さんの方から何か説明に基づいてご質問等あったら受けていきたいと思う。

橋本委員：児童虐待通告は誰から誰への通告か。

寺岡補佐：詳細は明かせられないが、お子さんが通っている保育所、小学校などの施設だとか、あと、近所の方という場合もある。今は通告は国民の義務ということで、いちはやくと

いうダイヤルもできて、以前よりも見かけたら通報してくれる方が増えているし、そういう目でお子さんたちのことを見守ってくれている方が増えている。そういう意味で、一般の方もいるし、利用している学校施設という場合もある。

橋本委員：これは子育て支援課に対しての通告か。

寺岡補佐：児童相談所に行くものも、子育て支援課が要保護児童対策連絡協議会の事務局も兼ねているので、事務局にくるものと両方の数字である。

委員長：その他なければ、これで子育て支援課の所管事務調査について終了したいと思う。暫時休憩する。

【休憩 10：54】

(社会教育課入室)

【再開 11：09】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて社会教育課の所管事務調査について始める。順次説明をお願いします。

安ヶ平課長：(説明員紹介) それでは提出した資料に沿って説明する。まず資料の1ページをご覧ください。1月1日現在の職員構成図を掲載している。社会教育課全体の職員は、正職員と会計年度職員を合わせて15名が配置されている。なお、剣の郷創造館の1号管理人の氏名欄が空欄であるが、任用期間が5月から11月であるので、現在は不在という形になっている。次に2ページ目では、各係の分掌事務を記載している。社会教育係、スポーツ係、図書館業務係とある。なお、兼務として発令されている中央公民館係や文化会館係、郷土史料館係等の事務については、記載を省略しているので、議会事務局から配布されている事務分掌一覧の26ページから29ページを後程ご確認願う。次に4ページ目では、社会教育施策の体系として、事務事業のもととなる清水町総合計画、清水町社会教育計画の体系を記載している。社会教育の各種事務事業については、総合計画に沿った社会教育計画を策定しており、現在は令和3年度から令和7年度までの5か年の計画にて事務事業を推進している。この後ご説明する各係の事務事業については、この体系に基づいているとともに総合計画の実施計画とも連動して、推進していることをご理解願う。次に各係が所管している事務事業について、令和4年度の事業計画書にて、主な事業をご説明する。最初に社会教育係の事務事業をご説明する。5ページをご覧ください。左端に推進領域を記している。まず青少年教育の領域では、1番子ども会育成奨励事業として、町内の単位子ども会への奨励金の交付と、清水町子ども会育成連絡協議会へ補助金を交付するとともに、会議や事業にも協力して子ども会の活性化を推進している。次に、3番小中高校生リーダー養成研修会では、西部十勝の教育委員会連絡協議会の事業として、新得、芽室の教育委員会と合同で、野外活動や仲間づくり等の体験活動事業を実施している。次に、4番チャレンジクラブでは、町内の小学生を対象とした週末の体験活動を毎月1回実施している。次の領域、成人・家庭教育においては、1番の成人式事業として今年から事業名称を「二十歳の祝典」と変更し式典を挙行している。2番の成人教育団体支援事業においては、清水町PTA連合会に運営補助金を交付するとともに、町内研究大会を、教育委員会の家庭教育講座と兼ねて実施している。また、清水町女性団体連絡協議会にも運営補助金を交付するとともに、会議や事業の運営支援を行っている。次に、3番生涯学習教室として行っているしみず学園事業は、60歳以上の町民を対象に、毎月1回午前から午後にかけて学習会を開催し、各種講義やクラブ活動などを実施している。なお、現在はコロナ対策として、学習会は昼食をとらずに午前のみの実施としている。4月からはまたお昼をとりながら午前午後と実施していくところである。次に6ページをご覧ください。社会教育施設の領域の1番、中央公民館事業においては、文化センターを会場に趣味や教養の各種講座を実施しているとともに、高齢者に焦点をあてた、スマートフォン教室を実施するなど生活課題に対応する講座も実

施している。また、町民自らが企画実施するマイプラン講座や、既存の団体の活性化を推進する社会教育団体体験講座も推進している。次に、3番少年自然の家運営管理事務は、通年で上羽帯推進協議会に管理を委託して運営している。近年はコロナ禍ということもあり宿泊の利用は激減している状況である。次の4番剣の郷創造館運営管理は、5月から11月までは1号職員を任用し、施設の維持や施設利用の対応にあたっている。なお、12月から4月の期間は社会教育係職員にて対応している。次の領域、社会教育推進体制では、2番学習情報誌発行として、広報しみずの中に「ゆうえる」というタイトルで、毎月2ページ作成し社会教育情報を発信している。次、の3番生涯学習ボランティア事業は、児童生徒や町民の学習活動とボランティア活動の橋渡しをする事業で、学校教育課と連携して、町内学校の書写授業や文化体験事業等にボランティアを派遣している。次に7ページをご覧ください。社会教育推進体制の領域の続きとして、4番の社会教育委員事務においては、現在12人の社会教育委員を委嘱し、年3回の会議の中で社会教育事業に対する意見や社会教育計画に対する提言や評価をいただいている。次に、文化芸術活動の領域をご説明する。1番文化賞スポーツ賞表彰事業においては、文化の日に一般を対象とした表彰を行い、春分の日に学生を対象とした表彰を行っている。学生の表彰においては、昨年度まではコロナ禍のため各種文化大会やスポーツ大会が開催されなかったことにより、受賞者が減っていたが、今年は文化スポーツともに活躍している様子が新聞もしくはホームページ等でうかがっている。次に、3番文化芸術振興事業においては、町民絵画展の開催や美術館ツアーなどを実施している。また、地域おこし協力隊として文化芸術事業協力員を任用し、合唱や吹奏楽の推進にあたっていただいている。特に令和4年度は、120年記念事業としての十勝しみず第九演奏会の合唱指導や、北海道十勝しみず吹奏楽団事業を実施している。次の4番文化団体運営補助事業では、清水町文化協会、御影文化協会、御影文化少年団指導者協議会、文化協会協議会の4団体に運営補助金を交付している。一番下、青少年の文化の領域である。こちらではこども文化教室事業を実施しており、伝統文化である生け花や三味線、お琴、剣詩舞などの団体に教室の開設を委託して実施している。そして、その教室については町民文化祭等にてそれぞれ成果発表が行われている。次に8ページをご覧ください。郷土の文化の領域の2番、文化史跡管理運営事業では、町内にある5つの史跡のうち清水町発祥の地記念碑を除く4つの史跡の管理を所有者に依頼しているとともに、それぞれ見学の受け入れ等の対応を行っていただいている。この文化史跡の見学者は、渋沢栄一に注目が集まってから急激に増加し、令和2年度までは年間6件程度だったのが、令和3年度には284件414人、令和5年1月末現在では、160件631人となっている。見学者の増加は、1万円札が発行されるまで続いていくだろうと思っている。次に、埋蔵文化財保護事務については、文化財保護法に基づき、土地の開発行為に対して埋蔵文化財の有無の確認や、場合によっては教育委員会にて発掘調査を行う。次の文化芸術施設の領域においては、1番芸術鑑賞事業として幼児から小学校、中学校の芸術鑑賞事業の実施や文化センターでのロビーコンサート、一般向けの芸術鑑賞会等を実施している。なお、令和4年度は120年記念として、札幌交響楽団の演奏会やNHKの落語、真打競演を団体と共催して実施している。次に2番の第九文化継承事業では、学校合唱ワークショップとして、中学校や清水高校での第九合唱等の授業に、指導者を派遣している。また、令和4年12月には120年記念事業として第九演奏会を開催した。更に、北海道十勝しみず吹奏楽団事業も第九文化継承事業に位置付けして実施しており、10月には第1回演奏会として、第九や町歌をアレンジした楽曲も披露したところである。次に3番文化会館施設管理事務では、中央公民館を含めた文化センター全体の維持管理を行っているとともに、舞台業務については令和4年度から帯広市文化スポーツ振興財団に大ホール舞台の維持管理や催し物の運営管理を全面委託している。次にスポーツ系の事務事業をご説明する。9ページをご覧ください。まずスポーツ活動の領域では、1番一般スポーツ奨励事業として体育協会等が主催するスケート大会等各種町民スポーツ大会や、スポーツの日記念大会に助成金を交付している。次の2番保健体育事業は、教育委員会主催事業として陸上記録会や水泳記録会などを体育協会の協力のもと開催している。次の領域、青少年のスポーツの1番少年スポーツ奨励事業では、優秀選手派遣事業として、十勝の代表となり北海道大会等に出場する児童生徒に対して助成金を交付している。助成金の中身については旅費

であったり、宿泊費であったり、大会の参加料等の最低限の部分である。次のスポーツ少年団の指導者活動奨励や指導者資格取得奨励、運動適正テストについては、スポーツ少年団に助成金の交付をもって奨励している。また、スキー少年団とスケート少年団については、活動場所が本町で確保できないことから、他町施設で活動するための施設使用料の一部を助成している。具体的に言うと新得のスキー場で使うリフト代の半分、帯広のオーバルで使うスケート使用料の半分ということで一部助成している。次の2番小中学生スポーツ活動送迎事業は、中学校の部活動や少年団等の参加者支援のため、部活動等を合同で編成しているサッカー部や野球部、野球少年団のほか、活動場所が限られているアイスホッケー少年団やスケート少年団の児童生徒を清水、御影間等で送迎している。一部野球部については新得もしくは鹿追と合同で編成しているので、鹿追町であったり新得町であったりに送ることもしている。次にスポーツ施設の領域では、1番学校体育施設開放事業として、町内小中学校の体育館とグラウンド、そして学校プールを学校活動以外の時間帯を少年団活動や一般活動に開放して利用していただいている。次の2番社会体育施設運営管理事業では、NPO法人体育協会に管理運営を指定管理にて委託している。委託している施設は、清水町体育館や農業研修会館、柔道場のほか、体育館前パークゴルフ場、町民野球場、有明公園多目的広場の6施設である。なお、現在の指定管理期間は、令和4年度から令和6年度の3年間となっている。次に10ページをご覧ください。スポーツ施設の続きであるが、3番体育館建設事業においては、平成30年度から検討が開始された体育館の新設に向けて、本年度は基本構想・基本設計の策定を進めており、利用団体や町民検討会議の意見などを踏まえた案を基に、現在パブリックコメントを実施している。今後はパブリックコメントを踏まえたうえで、議会にもご説明させていただく予定である。なお、基本設計の後の年次計画については、建築費等の高騰が続いている中、経済情勢等を注視して進める必要があることから、当初の計画を2年繰り延べして、令和7年度に実施設計、令和9年度に供用開始を予定しているところである。次の4番アイスアリーナ等施設運営管理事務については、NPO法人アイスホッケー協会にアイスアリーナと御影パークゴルフ場を指定管理委託している。なお、現在の指定管理期間は、令和4年度から令和8年度の5年間となっている。次の5番アイスアリーナ施設整備事業においては、老朽化している機械類や施設等を計画をもって修繕や更新をして維持しているところである。次に、スポーツ推進体制の領域の2番スポーツ推進委員事務においては、現在10人のスポーツ推進委員を委嘱し、年3回の会議の中でスポーツ事業等に対する意見や提言、事業評価をいただいている。また、スポーツ推進委員はスポーツ指導の職務があるので、教育委員会主催の陸上記録会等での審判等や体育協会事業への協力、また、ニュースポーツ普及のための講習会などで指導を行っていただいている。次に図書館業務系の事務事業をご説明する。11ページをご覧ください。図書館業務系は、郷土史料館係と兼務して図書館・郷土史料館を運営管理しており、社会教育計画においては、社会教育施設の領域となる。まず1番図書館資料整備事業においては、蔵書の収集、町民への提供を計画的に執行し、一般図書や児童書、雑誌、新聞等を整備して、町民の読書要求や学習要望に応じているほか、郷土史関連資料の整備に努めている。次の2番図書館・郷土史料館運営事業においては、子ども読書推進事業として、おはなし会をはじめとして様々な行事を実施し、読書に親しみを持ってもらうよう努めているところである。三つ下に移って、移動図書館・移動文庫の実施では、小学校や中学校等に出向いて図書の貸し出しや、団体向けの貸し出し等を定期的に行っているほか、こども園や介護施設等にも図書を配置して、町民が身近なところで図書に親しんでもらえるよう取り組んでいる。さらに三つ下に移って、史料館所蔵資料の再整理と展示の充実では、現在、町で保有している資料およそ2,700点のうち210点ほどを郷土史料館で常設展示している。一方それ以外は、倉庫等で保管している状況にある。再整理にあたっては、その方法と人員についてさらに検討しなければならないと考えている。次の、3番図書館・郷土史料館施設管理事務においては、図書館では毎年、蔵書点検という図書の棚卸作業を実施している。また、本年度は開町120年を機に郷土史料館展示パネルの改修工事を行い、常設展示室のパネルは、開拓以降の町の主な歴史をフリガナを付けた年表形式で表し、子どもから大人までが町の歴史を年表や写真で振り返って学んでもらえるようにしたとともに、郷土の発展に寄与した人物を紹介している。また、

収蔵展示室は町の開拓に大きくかかわった十勝開墾会社の歴史と資料をパネルで紹介するなど、開館以来、初めてリニューアルして史料館の活性化を進めている。最後に、12ページ、13ページをご覧ください。こちらについては、現在社会教育課で所管している施設の一覧である。全部で16施設の施設名や所在地とともに施設概要などを記載しているのでご参考願う。以上、簡単ではあるが、所管に係る事務事業等の説明とさせていただきます。

委員長：只今、社会教育課の方から説明をいただいた。皆さんの方から何か説明に基づいてご質問等あったら受けていきたいと思う。

(質問なし)

委員長：なければ、これで社会教育課の所管事務調査について終了したいと思う。暫時休憩する。

【休憩 11:39】

(学校教育課入室)

【再開 12:59】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて学校教育課の所管事務調査について始める。順次説明をお願いする。

大尾課長：(職員紹介) お配りした資料の1ページ、学校教育課関係分の職員構成図である。教育長以下教育委員4名、事務局の職員は正規職員は給食センター含めて9名となっている。その他、英語指導助手、各学校等の2号職員、ICT支援員、スクールソーシャルワーカー、コミュニティスクールのコーディネーター等が事務所に配置されている。給食センターには清水小学校の栄養士も兼ねている者と2号の調理員が在籍している状況である。2ページ目、3ページ目が学校教育課分の事務局の処務規程である。総務係は主に庶務的な部分を行っている。教育委員会の会議、規則規程に関すること、学校施設関係の整備や設備、備品に関すること、教員住宅の管理や入居等に関すること、清水高校振興会に関することも所管している。次に学校教育係であるが、児童生徒に関することが主な処務規程となっている。それに伴う教科書の関係、教育支援委員会は特別支援の生徒児童に関することを決定するところである。奨学金の関係、英語指導助手に関することも学校教育係の所管である。給食センターであるが、給食の調理に関する部分、スクールバスの運行に関すること、町民バスの運行に関することについて給食センターの所管となっている。次に4ページ目、こちらは本町の教育の基本理念は「心響」ということで定めている。この図の下、理念の下にも書かれているが、心をかよわせて互いに響き合う感性豊かな教育の推進というのを目標にして、打てば響く心に響くということで、心に響くと書いて「しんきょう」というのを本町の教育の理念として展開している。コミュニティスクールとか、あるいは開かれた学校づくりというところも含んで3つのはぐくみということで、確かな学力、豊かな心、すこやかな体ということである。それから教育の四季というものは春夏秋冬の四季を題材にして、児童生徒への教育を行っているところである。その下、教育実践ということで少人数教育以下書かれているが、こちらは隣のページでご説明したいと思う。5ページは清水の教育の部分をつわりやすく1本の木に例えて、幹のところは心響を中心にして、そこから枝葉という形で具体の事業等を記載させていただいている。まず左上の学力の基本となる読む力を育てるところで、毎月19日読書の日ということで、各学校、家庭の方に周知している。そこで、図書館等とも協力して学力の基本である読む力を育てているということである。その下、幼児期からの英語教育の推進ということで、本町においては保育所、幼稚園から2名配置しているAETと英語指導講師で幼稚園から英語に触れる機会を設けている。小学校でも5、6年生が教科となり、3、4年生は英語活動であるが、1、2年生はまだ教育過程には入っていないが本町では1、2年生から年間20時間程度であるが英語に触れる

機会を設けている。その中で昨年度から台湾台中市の清水小学校との交流も、今までの部分を活用しながら行っているという状況がある。その下、十勝清水学ということで、地域の誇りを持って生涯を通じて清水町とつながる子供に育てて欲しいという部分である。こちらについては、学校毎に総合の時間とか社会科の時間を通じて清水町について学んでいくという時間を設定していただいて、その中で十勝清水学という位置づけをして学んでいただいているところである。もちろん第九の合唱についても学校では続けているし、郷土史という部分でいけば、昨年来渋沢栄一翁とのつながりという部分で、深谷市の小学校と清水小学校が交流を始めているので、その事業も続けていきたいと考えている。あと、まち歩きによって学ぶという部分もあるので、そこは社会科の勉強についても実際に自分たちの町を知る部分ということで学んでいこうということである。子どもフォーラムは毎年行っているけれども、テーマとして清水町の未来、今後について考える等々のテーマを設定して清水学という形で子供たちに学んでいただいているところ。右側になると、ICT教育というところで、令和2年度に一人一台のタブレットを整備させていただいた。こちらの方は清水の教育研究所で使い方等の研究をしていただきながら、またICTの支援員を配置しながら活用しているところである。その下、食育という部分もある。こちらについては給食センターの方で地元の食材等を取り入れたメニューの提供を行っているところである。次のページ、しみず教育の四季、12の窓という部分である。こちら長い間活用しているのでご覧になったことがあると思うが、四季の移ろいという中で家庭、学校、地域それぞれの役割を果たし、連携しながら縦軸に家庭、学校、地域。横軸に春夏秋冬ということで窓にして、その中で、例えば早寝早起きとか、朝ご飯の習慣、挨拶や返事、片付けをすとか基本的な生活習慣を身につけるためのツールとして活用している。小さな四角の中にそれぞれ言葉が入ってところがあるが、そこはコミュニティスクールの中でお話しをしていただいて、今年重点的に取り組んで欲しいところを改めて設定して言葉を入れて、各児童生徒保護者に配布している状況である。7ページ、こちらが本町の教育の全体構図を1枚にまとめている。真ん中に教育委員会、事務局、教育長、教育委員含めた教育委員会がある。左端の方に学校、その下に学校運営協議会と書かれている。これはいわゆるコミュニティスクールという組織である。今のコミュニティスクールにおいては、本町では清水地区と御影地区2つに分けてやっているが、各学校から基本的な方針を示していただいて、その中で各学校の方針を委員の方々に承認していただくと、その内容に基づいて学校運営をしてくことになっている。何度かの会議の中でそれぞれ中間等で評価をいただいて、更に学校からは地域の方々にご協力いただきたいこと等を話し合い、決定する場として学校運営協議会が設けられている状況である。教育委員会とCSの間に地域学校協働本部というのが書かれているが、こちらについてはCSの運営にも関わっているコーディネーターにおいて、こちらをつないでいただいて各種ボランティアの調整等をしていただいている。例えばスキー学習とか書写の部分、学校でボランティアの方が入って教えていただいている。あと、中学生の柔道だとか十勝清水学で町を歩く時に随行していただくボランティアだとか、そういうものの調整をしていただいて、地域協働本部という形で取り組みをしている。右側が小中一貫教育の協議会というものを立ち上げているので、その部分ということである。次に8ページ、こちら清水町の小中一貫教育の推進協議会、概略の図になっているが、こちらが今取り組みをしている部分である。令和7年からの開始を目指して進めているところ。中ほどに清水小中の推進委員会、それから御影小中の推進委員会ということで、コミュニティスクールとも合っているところであるけれども、本町の場合は清水地区と御影地区でそれぞれ小中一貫教育という形を目指している。現在は各学校にそれぞれ委員会を設けていただいて、先生方に学習部、生活部、研修部ということで、それぞれ分かれていただいて、地域地域で特色をもってやっていくというところもあるので、それぞれの中で9年連続した教育過程の編成、十勝清水学をどのように取り入れていくか、あと、教科担任制という形になるので、どういう形がいいのか等々含めて今、学校の中でそれぞれ話をさせていただいている。最終的には教育委員会が決めて進めていくけれども、やはり、ボトムアップで先生方のやりがいのある方法を模索するために学校の中で進めていただいている状況である。今現在、各小中学校で乗り入れ授業等も行っているので、その辺も含めて、今後取り組んでいけることを増

やしていった、令和7年からのスタートに持っていきたいと考えている。9ページ目、これが1月1日現在の本町の小中学生の人数、学級数、教職員の数である。小学生が417人、中学生が230人、合計647人である。教職員はトータルで78人。各種加配もついているけれどもこういう状況である。10ページ目が児童生徒数の近年の推移。それから今後5年後までの推計である。小学生については平成29年から今年までは36名くらいであるが、これから令和9年にかけては130人程減っていく。少子化が加速するのでどんどん少なくなっていくというのもスピード感が出てくるのかと思う。それから中学校でいくと、そんなに減っていなかったが、今後では26名程減っていく。トータルでは40名程の減であったが、ここから先令和9年までは160人くらい減っていくと思う。今現在、清水と御影が7対3ぐらいの割合だが、これを見ると今後若干御影の減り方が多いと推計をしている。御影地区は住宅団地とかがあって、あまり減っていなかったが、そこもお子さんがいなくなる関係もあり、今後は御影の減り方が進んでいくという感じがしている。11ページ目、こちらは学校の建設年度である。それぞれ大規模改修等をしている。御影小学校については建築年が新しいので、耐震化の工事もないので行っていないが、このようになっている。御影中学校に関してはかなり年数が古くなっている、この辺は将来的な小中一貫を進める中で校舎を1つにするのかという議論もあると思っている。12、13ページは高校振興会の資料である。振興会の今年度の事業計画と予算書載せているけれども、清水高校振興会に関しては近年入学者が減っている、その中で入学者数の維持等も含めて支援するという事で、各種事業に対して補助金を出している。

(2) カで魅力発信化ということでFM放送を使ったPRとか、PR動画の作成等も行っている。それからその下、学習への支援ということで、タブレット等の借りる部分、Wi-Fi環境の整備にかかる部分の支援、あるいは進路講習の補助。(3) カでは、1人1台端末。今年度から高校1年生、タブレットが必須になったので、3万円、購入費の半額程度を清水高校の入学1年生に出している。町では別に清水高校以外の高校1年生にも3万円を出しているところ。それからその下、資格検定の補助もある。通学費の補助については、スクールバスに乗れない町内の高校生については交通機関、JR等の補助をしている。13ページについては予算書である。今言ったような事業について予算措置して、予算額として町の補助としては9,430,000円の補助をしているところ。最後14ページ、こちらは給食センターの管理運営状況ということで、職員は所長1名、事務職員1名、清水小学校と兼務の栄養士1名、技師の2号職員1名、調理員が在籍している。給食の数であるが、昨年10月の時点では786食の給食を調理している。スクールバスについては8台所有し、ご覧の路線で子供たちの送迎を行っている。スクールタクシー等も活用しながら行っている。町民バスについては所有1台で老人クラブとかの送迎を行っている状況である。以上説明とさせていただきます。

委員長：只今、学校教育課の方から説明をいただいた。皆さんの方から何か説明に基づいてご質問等あったら受けていきたいと思う。

(質問なし)

委員長：なければ、これで学校教育課の所管事務調査について終了したいと思う。暫時休憩する。

【休憩 12:24】

(町民生活課入室)

【再開 12:34】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて町民生活課の所管事務調査について始める。順次説明をお願いします。

藤田課長：(職員紹介) 町民生活課が所管する事務について、私から説明させていただくのでよろしくをお願いします。提出している「所管事務調査資料」をご覧ください。1ページ目に、町民生活課の分掌事務一覧を記載している。現在、町民生活課は戸籍住民係、住民活動

係、生活環境係、生活環境係が兼ねる清掃センター管理係、保険係があり、会計年度任用職員を含め、職員は総数12名となっている。次に、各係の分掌事務について、概ね処務規程の順に説明する。2ページ、最初に、戸籍住民係である。1つ目は、戸籍・住民基本台帳に関することとして、戸籍に関する届出の受理、戸籍謄抄本の交付、転入・転出等の届出による世帯ごとの住民記録の編成や住民票の交付等を行っている。令和4年9月末の戸籍数・戸籍人口、住民基本台帳の登録者数等を表に記載しているのでご参照いただきたい。2つ目、印鑑登録に関することについては、印鑑登録証の発行と印鑑証明書書の交付を行っている。3つ目、埋火葬の許可に関することは、死亡届の際に、火葬許可書の発行と葬斎場との連絡調整を行っている。また、町民葬儀供花料の給付も行っている。4つ目、住民基本台帳ネットワークシステム・マイナンバーカードに関することは、住民票の広域交付やマイナンバーカードの交付等の事務を行っている。マイナンバーカードの交付・申請の状況については、直近データで令和5年1月22日現在で、本町の交付率は47.06%、申請率が61.41%となっており、全道平均の交付率が57.73%、全道平均の申請率は72.17%となっている。両方とも約10%程度低くなっている。道内市町村の中でもかなり低い状況となっている。5つ目、公的個人認証に関することは、マイナンバーカードの本人確認を行う電子証明書、つまり暗証番号の登録・更新を行うものである。3ページに進み、6つ目、各種諸証明に関することは、戸籍、住民票等の発行を行うものである。それぞれ表に書いてあるが、1年間の証明書発行件数は、令和3年度の総数で11,712件の取扱いを行っているところ。7つ目、旅券事務に関することは、パスポートの取扱い、8つ目、自動車臨時運行許可に関することは、自動車の車検等の際に臨時的に運行許可証を交付するものである。記載中に脱字がある。臨時の行許可書となっているが、正しくは運行許可書が正しいものである。申し訳ないが、運の1文字を加えていただくようお願いする。9つ目、人口動態調査に関することは、月ごとに出生、死亡、転入、転出、転居について人口動態をまとめており、随時、北海道等に報告を行う事務を扱っている。表は、令和3年度の人口の増減にかかる部分の動態数値を記載したものである。10の犯歴事務に関すること、11破産事務に関すること、12来庁者の案内に関することは、記載のとおりである。13国民年金に関することは、国民年金の資格の得喪等の異動処理、年金の裁定請求、請求事務の受付、更に、啓発、年金相談などを行っている。4ページに進み、国民年金の被保険者数として令和4年8月末の加入人数を記載しているところ。14番の公印の保管に関することは、記載のとおりである。次に、住民活動係である。1町民憲章の推進に関することは、町民憲章を行事等で朗唱いただくように要請をしているものである。2つ目、住民活動の推進に関することについては、町内会の連合体や農村部の地域集団への活動支援を行っている。補助金を交付している団体名、団体の活動内容、令和3年度の補助金交付額を参考に記載している。5ページにお進みいただき、上段に秋まつり実行委員会があるが、これについては新型コロナの影響を受け、令和3年度は事業中止になっているので、補助金の交付がない形になっている。3つ目、町内会及び農事組合に関することは、町内会・農事組合の役員や戸数等の異動を各町内会、農事組合からご報告いただき、これを台帳整理し、広報の発行等に用いているところである。町内会・農事組合の数、世帯数、加入戸数等については、令和4年2月末の住民基本台帳のデータ等により算出したものを記載している。全体で町内会等への加入率は現在72%程度となっている。4番目、新生活運動に関すること、5番目、地域集会所に関すること、6番目、青少年行政との連絡調整に関すること、更に7番目、警察との連絡調整に関することについても、それぞれ記載のとおりである。6ページに進み、8防犯及び交通安全に関することは、小学校の登下校時の交通安全指導や交通安全教室を実施している。9番目の防犯、暴力追放及び交通安全関係団体等の連携に関することは、主に清水町生活安全推進委員会が中心となって行っているところであり、主な事業、交通安全事業、防犯事業、育成事業という形で記載している。10番目の消費者行政及び消費者団体との連携に関することは、消費生活に起因する、トラブルに係る町民相談業務を清水消費者協会に委託し実施している。また、相談員の育成のために町の方から研修支援といったものも行っている。11の北方領土に関すること、12の特定非営利活動法人に関することについては、記載のとおりである。次に、生活環境係にまいる。1つ目、し尿処理及び廃棄物処理に関することについては、し尿処理は平成

11年4月から、7ページに進み、廃棄物処理は平成31年4月から、十勝圏複合事務組合に加入し広域処理を行っている。また、それぞれの収集運搬の業務については町内業者への委託で行っているところである。2つ目、狂犬病予防に関することは、記載のとおりである。3つ目、墓地及び葬斎場に関することは、町内には8か所の共同墓地がある。また、葬祭場は1か所あるが、これについて維持管理の業務を行っている。なお、葬斎場については、町内業者に管理の業務を委託しているところである。4番目の危険害虫の駆除に関すること、5番目の公害に関することは、記載のとおりである。6つ目、公衆浴場に関することは、十勝清水駅横にある町営公衆浴場について清掃管理業務を町内業者に委託しながら、管理運営を行っている。表は、令和3年度の利用状況である。令和3年度は新型コロナの影響で利用者数が例年より概ね1割程度減で、1日平均利用者は60人となっている。7つ目、衛生組合との連絡調整に関することは、衛生組合を中心にごみの減量化、分別の徹底であったり、町内一斉清掃、クリーン作戦も含まれる、こういった事業を実施しているところである。8ページに進み、十勝圏複合事務組合に関することは、記載のとおりである。9つ目、その他環境衛生及び美化に関することについては、平成27年度より廃屋の解体撤去事業を実施している。解体撤去費用への1㎡あたり7,000円を現在は助成している状況である。清掃センター管理係であるが、清掃センターに関することに記載のとおり、一般廃棄物の焼却・埋立・リサイクルを清掃センターは行ってきたところであったが、平成31年度に十勝圏複合事務組合に加入し、広域でのごみ処理を開始している。現在は、資源ごみと中継ごみの受入施設となっており、業務委託を行いながら、主にリサイクルセンターとして運営しているところである。表は令和3年度のごみの清掃センターでの受け入れ数値を記載している。最後に保険係である。1つ目、国民健康保険に関することは、保険証の交付はもとより、負担割合の減免や保険給付に関する事務を行っている。なお、国保税の賦課・徴収については、税務課が主体として行っている。被保険者数などの参考データを記載しているが、令和3年度末、令和4年3月末時点での被保険者数は2,668人、町の人口に対する国保への加入率は29.4%となっている。また、表の方には保険給付額の推移、国保税の税率・限度額の状況を記載している。9ページに進み、2国民健康保険税の減免に関することは、記載のとおりである。3つ目、乳幼児等医療費助成に関することは、18歳になる年度末までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を全額助成するという事業を実施している。子ども医療費の全額助成は、平成29年9月までは中学生以下を対象としていたが、平成29年10月から、対象年齢を18歳までに引き上げし拡充をしている。本事業については本町の子育て支援事業の柱の1つでもある。4つ目、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療給付に関することは、重度障害者やひとり親家庭に受給者証を交付し、医療費自己負担分の一部助成を実施する事業事務である。最後に、5つ目、後期高齢者医療に関することは、75歳以上の方、それと65歳以上で一定の障がいを持つ方を対象とした健康保険制度で、北海道後期高齢者医療広域連合により運営されており、町においては、保険証の交付はもとより、負担割合の減免や保険給付に関する事務を行っている。令和3年度末、令和4年3月末時点での後期高齢者への被保険者数は1,944人、町の人口に対する加入率は21.4%となっている。以上、町民生活課の分掌事務について、説明とさせていただきます。

委員長：只今、町民生活課の方から説明をいただいた。皆さんの方から何か説明に基づいてご質問等あったら受けていきたいと思う。

(質問なし)

委員長：なければ、これで町民生活課の所管事務調査について終了したいと思う。暫時休憩する。

【休憩 13:53】

(町民生活課退室)

【再開 14:05】

(2) その他

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。本日の部分については全て終了したが、まとめとして今回の所管事務調査については、厚生文教常任委員会の所管の範囲を勉強するような調査であるので、特にまとめは行わず、報告書についても「所管部局の事務事業について説明を受けた」程度にしてよいか確認だけさせていただきたい。よろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：それでは、本会議ではA4版1枚程度の報告書を配布して、委員長報告は省略する予定で進めたいと思う。その他について、皆さんの方から何かないか。

(「なし」との声あり)

委員長：ないようなので、以上をもって厚生文教常任会を閉会する。

【閉会 14:06】